

厚木市中小企業設備投資促進事業補助金要領

この制度は、製造業を営む中小企業者等が市内に所有する工場に工作機械等の設備を導入した場合に経費の一部を補助し、設備投資意欲の向上及び経営基盤強化を図ることを目的とします。

補助金の申請が決まったら、まず概要書を提出する必要があります。

設備の引渡し 2 か月前までに概要書を提出してください。

※ 概要書が提出されない場合は補助金の交付申請をすることができません。

期限までに概要書が提出できない理由がある場合は必ず事前にご相談ください。

※ 予算額を超える申請があった場合は、期限前であっても受付を締め切ることがあります。

1 補助対象者

次の全てを満たす中小企業者等

(1) 市内で1年以上継続して製造業を営み、かつ、個人にあっては、市内に1年以上住所を有する

※ 「日本標準産業分類」に定める製造業を主たる業種として営んでいることが必要です。

(2) 市税（延滞金を含む）を完納している

(3) 自社製品の設置ではない

2 補助対象事業

(1) 生産の拡大、生産品の変更、新製品の開発及び生産※1のために前年度の3月16日から当該年度の3月15日までに購入または使用する「機械及び装置」※2で、(2)・(3)の要件に該当している

※1 直接生産を行わない設備等については、補助対象外です。ただし、一括して購入したもので、直接生産を行う設備等と一体不可分なものについては、補助対象となります。

※2 法人税法施行令第13条第3号に規定する「機械及び装置」で、償却資産の耐用年数等に関する省令別表第2に規定するもの。

(2) 総額が100万円以上

(3) 市内の自社工場内に設置する

3 補助対象経費

前年度の3月16日から当該年度の3月15日までに補助対象者が支払った設備購入経費

(例) 設備等本体費、附属部品費、設定費（アプリケーションソフト購入費、初期設定費）、運搬費等

※ 工事費、設置費等については、補助対象外です。

※ いずれも、消費税及び地方消費税を除きます。

4 補助金額

- (1) 小規模企業者 補助対象経費の2／3以内
- (2) 中小企業者 補助対象経費の1／2以内

いずれも1,000円未満切捨て（補助限度額200万円）。

※ 国、県又は公的団体から補助金等の交付を受けている場合は、当該補助金額等を控除した額が補助対象経費となります。

※ 事業計画概要書及び補助金交付申請書に記載された従業員数と異なる場合は、従業員名簿等の書類を提出していただく場合があります。

5 申請書類及び申請期間

- (1) 設備の引渡しを受ける2か月前までに提出する書類

- ア 厚木市中小企業設備投資促進事業計画概要書
- イ 設備の仕様が分かる書類（カタログ、パンフレット等）
- ウ 見積書

- (2) 設備の引渡しから2か月以内又は当該年度の3月15日までのいずれか早い日までに提出する書類

※ 当該年度の3月15日が休日等に当たるときは、15日以降に最も近い開庁日

- ア 厚木市中小企業設備投資促進事業補助金交付申請書
- イ 厚木市中小企業設備投資促進事業補助金補助対象設備等内訳書
- ウ 市税納税証明書

※ 産業振興課が市税納税証明書を取得することも可能です。希望する場合は申請書の同意欄にチェックをお願いします。

- エ 会社の経歴が分かる書類（登記事項証明書、パンフレット等）
- オ 直近の決算書
- カ 補助対象設備の仕様書等
- キ 補助対象設備の写真
- ク 補助対象設備の配置図
- ケ 補助対象経費の契約書（発注書等）
- コ 補助対象経費の領収書等
- ※ 領収書で支払いの内訳が確認できない場合は、請求書等の書類が必要です。
- サ 事業報告書
- シ 役員等氏名一覧表
- ス 収支決算書
- セ 他に補助金を受けている場合は交付決定通知書

6 申請回数の制限

年度内に1件の申請となります。

7 その他

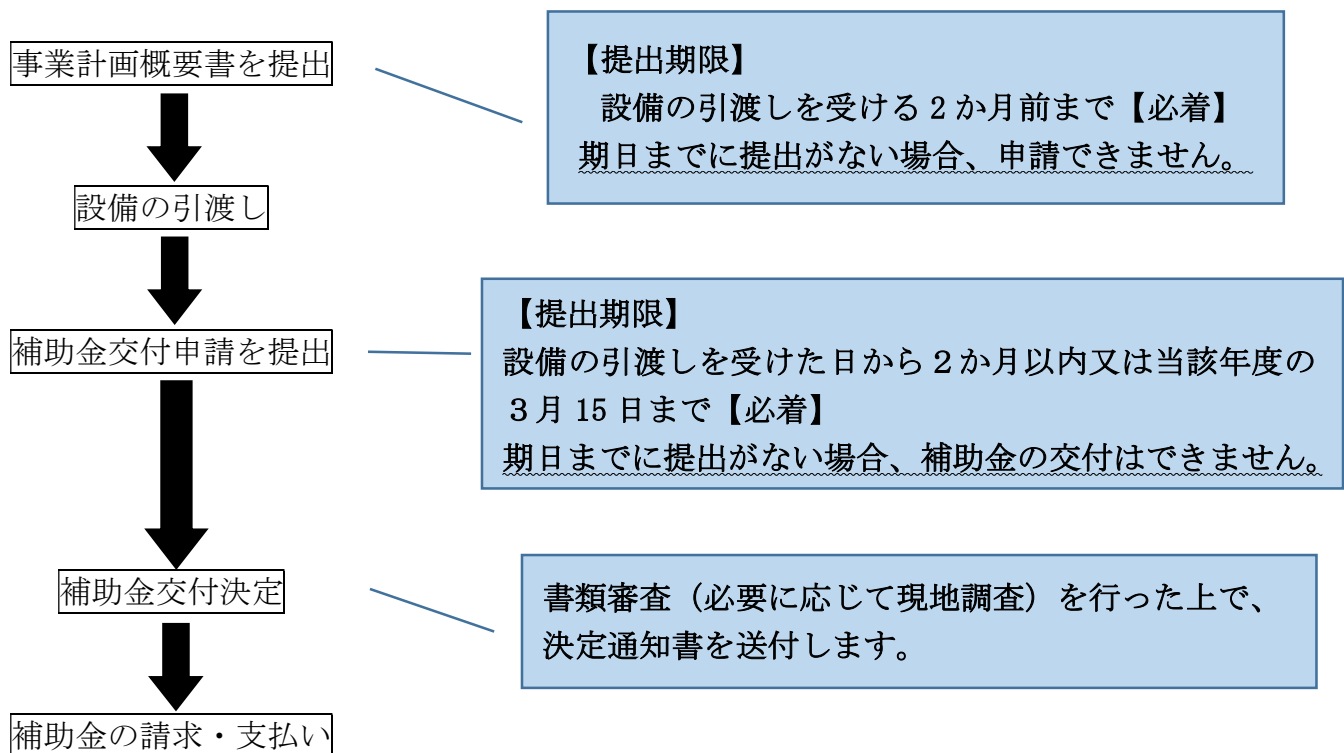
- (1) 補助対象設備の状況を確認するため、現地調査を実施する場合があります。
- (2) 厚木市ロボット関連産業等促進事業補助金交付要綱（令和3年8月1日施行）に規定する補助金及び厚木市中小企業等SDGs推進事業補助金交付要綱（令和5年7月1日施行）並びに

厚木市企業等の立地促進等に関する条例（平成 21 年厚木市条例第 2 号）及び厚木市企業等の立地促進等に関する条例施行規則（平成 21 年厚木市規則第 36 号に定める奨励措置と重複して受けることはできません。

(3) 次の要件に該当する場合は、補助金の一部又は全部を返還していただく場合があります。

- ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことや暴力団等に該当すると判明したとき。
- イ 厚木市中小企業設備投資促進事業補助金交付要綱の規定に違反したとき。
- ウ 交付決定後 1 年以内に事業を廃止又は市内での営業を取り止めたとき。
- エ 交付決定後 1 年以内に補助対象設備等を売却・譲渡・交換・貸付又は市外の工場へ移したとき。
- オ 補助対象設備について、地方税法第 383 条の規定に基づく固定資産税の申告をしなかったとき。

8 補助金交付までの流れ



【お問い合わせ／提出先】

厚木市役所産業文化スポーツ部 産業振興課
産業振興・企業誘致係（第二庁舎 8 階）
〒243-8511 厚木市中町 3-17-17
電話 046-225-2832 FAX046-223-7875
URL <http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/>